

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	イメージ情報開発株式会社
【英訳名】	Image Information Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 半田 基実
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 経営管理部長 中川 祐輝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田猿楽町二丁目4番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長半田基実及び最高財務責任者中川祐輝は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日は、連結会計年度末日にあたる2026年3月31日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を選定し、全社的な内部統制、情報システム及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについて、評価の対象といたしました。

また、当社グループの各業務プロセスについて、全社的な内部統制の評価結果を踏まえつつ、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して、内部統制評価の範囲を選定しました。情報システムの設計開発、保守運用サービス、及びそれらに付随するハードウェア・ソフトウェアの商品販売を提供する当社グループにあって、売上高が事業活動の規模を表す指標として適切と判断いたしました。そのうえで業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、全社的な内部統制が有効であるため、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。なお、当連結会計年度の連結売上高に照らしても評価範囲が十分であることを確認しております。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの収益活動そのものに関連する勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、当社グループの事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

なお、評価範囲の選定においては、これまで評価範囲外とされた事業拠点や業務プロセスなども網羅的に検討し、金額規模の大きさのみならず、業務の複雑性等を勘案して決定しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価を実施した結果、2026年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。